

改正案	現行
<p>（農村地域から除かれる地域の要件）</p> <p>第三条 法第二条第一項の政令で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 人口が十万以上である市の区域にあつては、次のいずれかに該当する市の区域であること。</p> <p>イ 人口が二十万以上であること。</p> <p>ロ 公表された最近の国勢調査の結果によるその市の区域に係る人口を当該国勢調査が行われた年前において直近に行われた国勢調査の結果によるその市の区域に係る人口で除して得た数値が、公表された最近の国勢調査の結果による全国の人口を当該国勢調査が行われた年前において直近において行われた国勢調査の結果による全国の人口で除して得た数値を超えること。</p> <p>ハ 公表された最近の国勢調査の結果によるその市の産業分類別就業者数（以下「その市の就業者数」という。）のうち鉱業、建設業及び製造業（以下「製造業等」という。）に係るものの合計数をその市の就業者数の総数で除して得た数値が、当該国勢調査の結果による全国の産業分類別就業者数（以下「全国の就業者数」という。）のうち製造業等に係るものの合計数を全国の就業者数の総数で除して得た数値を超えること。</p> <p>2 人口が十万以上である合併市（平成十三年一月一日以後に行われた市町村の合併（二以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもつて市を置</p>	<p>（農村地域から除かれる地域の要件）</p> <p>第三条 法第二条第一項の政令で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 人口が十万以上である市の区域にあつては、次のいずれかに該当する市の区域であること。</p> <p>ア 人口が二十万以上であること。</p> <p>イ 公表された最近の国勢調査の結果によるその市の区域に係る人口を当該国勢調査が行われた年前において直近に行われた国勢調査の結果によるその市の区域に係る人口で除して得た数値が、公表された最近の国勢調査の結果による全国の人口を当該国勢調査が行われた年前において直近において行われた国勢調査の結果による全国の人口で除して得た数値を超えること。</p> <p>ウ 公表された最近の国勢調査の結果によるその市の産業分類別就業者数（以下「その市の就業者数」という。）のうち鉱業、建設業及び製造業（以下「製造業等」という。）に係るものの合計数をその市の就業者数の総数で除して得た数値が、当該国勢調査の結果による全国の産業分類別就業者数（以下「全国の就業者数」という。）のうち製造業等に係るものの合計数を全国の就業者数の総数で除して得た数値を超えること。</p> <p>（新設）</p>

き、又は市町村の区域の全部若しくは一部を他の市に編入することで市町村の数の減少を伴うものをいう。）により設置され、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入した市をいう。）の区域が、前項第一号から第三号までのいずれにも該当しない場合であつて、かつ、同項第四号イからハまでのいずれかに該当する場合における当該合併市の区域のうち旧市町村の区域（平成十二年十二月三十一日における市町村の区域をいう。）であつた区域についての同項の規定の適用については、同項中「次のとおり」とあるのは「第四号に掲げるもの」と、同号中「市の区域にあつては、次のいずれかに該当する市の区域」とあるのは「旧市町村の区域（次項に規定する旧市町村の区域をいう。以下同じ。）であつた区域にあつては、次のいずれかに該当する区域」と、同号イ中「人口」とあるのは「当該旧市町村の区域に係る人口」と、同号ロ中「その市の区域」とあるのは「当該旧市町村の区域」と、同号ハ中「その市の産業分類別就業者数（以下「その市の就業者数」という。）」とあるのは「当該旧市町村の区域内の産業分類別就業者数」と、同号ニ中「その市の就業者数」とあるのは「当該旧市町村の区域内の産業分類別就業者数の」とする。